

理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

社会福祉法人松山市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松山市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる者で理事・監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第18条第2項の常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとし、当該費用の弁償については別に定める。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対し、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、役員のうち、松山市の常勤の特別職及び一般職の職員である役員には支給しない。

2 常勤役員に対し、賞与を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 前条第1項及び第2項の報酬等の額は、別表第1及び第2のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長及び常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、法人給与規程に準じた日とする。

2 前項の規定による就任又は失職の日の属する月の報酬は、就任の場合には就任の日から日割計算による額とし、失職の場合にはその月の全額とする。

3 会長及び常勤役員以外の役員及び評議員の報酬は、会議に出席した都度支給する。

4 報酬等は、現金で本人に支給するものとし、本人の同意があれば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規

定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人松山市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程（昭和59年4月1日施行）及び社会福祉法人松山市社会福祉協議会評議員等の報酬に関する内規（平成12年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（役員等の報酬）

役職名	報酬の額
(1) 会長	月額 100,000 円
(2) 常勤役員	月額 380,000 円以内
(3) (1)及び(2)以外の役員	会議に出席した場合 日額 8,500 円
(4) 評議員	会議に出席した場合 日額 8,500 円

別表第2（常勤役員の賞与）

区分	賞与の額
6月	月額報酬×1.8ヵ月分以内
12月	月額報酬×1.8ヵ月分以内